

9 月 1 5 日 (火)

(第 4 日 目)



## 令和2年第3回南関町議会定例会（第4号）

令和2年9月15日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第3号  | 令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について                           |
| 日程第2  | 議案第52号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(令和2年度南関町一般会計補正予算(第3号))   |
| 日程第3  | 議案第53号 | 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定<br>について                 |
| 日程第4  | 議案第54号 | 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第5  | 議案第55号 | 南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第6  | 議案第56号 | 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴<br>収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第57号 | 令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について                           |
| 日程第8  | 議案第58号 | 令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定<br>について                 |
| 日程第9  | 議案第59号 | 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認<br>定について                |
| 日程第10 | 議案第60号 | 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について                 |
| 日程第11 | 議案第61号 | 令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について                 |
| 日程第12 | 議案第62号 | 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決<br>算認定について              |
| 日程第13 | 議案第63号 | 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認<br>定について                |
| 日程第14 | 議案第64号 | 令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について                 |
| 日程第15 | 議案第65号 | 令和2年度南関町一般会計補正予算(第4号)について                          |
| 日程第16 | 議案第66号 | 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)<br>について                |

- 日程第17 議案第67号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第68号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第69号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第70号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第71号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第72号 物品売買契約の締結について
- 日程第23 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 日程第26 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（令和2年8月11日受理）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 追加日程第1 議案第74号 南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について  
「広報常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 西田 恵介 君	2番 北原 浩一郎 君
3番 中村 正雄 君	4番 立山 比呂志 君
5番 杉村 博明 君	6番 井下 忠俊 君
7番 立山 秀喜 君	8番 打越 潤一 君
9番 鶴地 仁 君	11番 境田 敏高 君
12番 橋永 芳政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐藤 安彦 君	税務住民課長 東田 彰夫 君
副町長 大木 義隆 君	福祉課長 島崎 演 君
教育長 谷口 慶志郎 君	経済課長 田口 明 君
総務課長 古澤 平 君	建設課長 嶋永 健一 君
会計管理者 竹崎 俊一 君	教育課長 赤木 二三也 君
まちづくり課長 坂田 浩之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 橋本 清孝 君	書記 福山 尚樹 君
----------------	------------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 報告第3号 令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、報告第3号、令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度南関町一般会計補正予算（第3号））

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第52号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第53号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定  
について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第53号、公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第54号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第55号、南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第56号 南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第56号、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。



本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第57号 令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第57号、令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおりのとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第58号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第58号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第59号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第59号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第60号 令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第60号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第61号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第61号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第62号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出

### 決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第62号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第63号 令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第63号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 6 4 号 令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1 4、議案第 6 4 号、令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号、令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 6 5 号 令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1 5、議案第 6 5 号、令和 2 年度南関町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和2年度南関町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第66号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第66号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第67号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第67号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第68号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第68号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第69号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第19、議案第69号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第70号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議案第70号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第71号 字の区域の変更について

○議長（橋永芳政君） 日程第21、議案第71号、字の区域の変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第22 議案第72号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第22、議案第72号、物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第23 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（橋永芳政君） 日程第23、議案第73号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第25、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（平成30年5月31日受理）「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 令和2年9月15日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

## 日程第26 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（令和2年8月11日受理）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（橋永芳政君） 日程第26、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（令和2年8月11日受理）「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 令和2年9月15日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、令和2年9月9日。

件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

審査の結果、採択。

委員会の意見、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するには、地方税財源の確保が必要であるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択とすることです。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、令和2年8月11日受理、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、採択とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま町長他から議案第74号「南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて」など7件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて」など7件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、議案名を読み上げます。

(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議案第74号 南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、議案第74号、南関町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第74号議案、南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明をさせていただきます。

南関町監査委員に次のものを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。今回選任したい監査委員は、監査委員のうち識見を有する監査委員でございまして、任期は4年でございます。

住所、南関町大字関下956番地。氏名、繁松哲也。生年月日、昭和21年12月2日生まれ。現在、73歳でございます。

このたび、現監査委員の繁松哲也氏の任期が令和2年9月30日までとなっておりますので、再度南関町監査委員に選任したいので提案するものであります。繁松哲也氏の学歴、職歴、お人柄につきまして御説明申し上げます。

繁松氏は昭和40年に福岡県立三池高等学校卒業後、近畿大学へ進学され卒業後は、株式会社金門製作所大阪支店に勤務されておりましたが、昭和47年に帰郷され、同年11月から玉名市に本社を置くかずやグループへ就職されております。平成27年3月に専務取締役を最後に退職をされました。

その他平成4年度から2年間、南関中学校のPTA会長を、平成21年4月からは金丸区区長を2期4年務められるなど地域活動も御尽力いただきながら、平成28年10月1日より南関町監査委員に就任され現在は1期目でございます。

またそのお人柄につきましては、温厚で穏やかな中にも筋を通す強さをお持ちの方でございます。民間会社の運営で培われました論理性、判断力は、町の行財政運

當に活かされおり、町の実情を十分承知いただいていることから、監査委員として適任と思われますので、ここに御提案申し上げる次第であります。

何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げ、提案の御説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、南関町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、議員提出議案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 議員提出議案第1号、令和2年9月15日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

提出者、南関町議会議員、立山比呂志。

賛成者、南関町議会議員、西田恵介、賛成者、南関町議会議員、北原浩一郎、賛成者、南関町議会議員、中村正雄、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、境田敏高、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制の改正に向け、下記の事項を確実に実現されるように強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように総額を確保する。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

特に、固定資産税は、市長村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置法は、臨時・異例の措置であり、本来国庫補助金等により対応すべきものである。

よって、今回限りの措置として、期限の到来を持って確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月15日。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、高市早苗様、財務大臣、麻生太郎様、厚生労働大臣、加藤勝信様、経済

再生担当大臣、梶山弘志様、内閣官房長官、菅義偉様、経済再生担当大臣、西村康稔様、まち・ひと・しごと創生担当大臣、北村誠吾様、熊本県南関町議会。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号、平成30年5月31日受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

### 追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」



○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「所管事務にかかる調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第7 閉会中の継続調査について

##### 「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「本議会の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員



南 関 町 議 会 会 議 録  
令 和 2 年 第 3 回 定 例 会

令和2年9月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政  
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

